（大阪府立北大阪高等職業技術専門校外２件ＥＳＣＯ事業）

**ESCO提案審査要領**

　大阪府立北大阪高等職業技術専門校外２件ＥＳＣＯ事業に係るESCO提案の審査は、学識経験者等で構成される大阪府ESCO提案審査会により行う。

１．審査の流れ

　ESCO事業者の書類審査に当たって大阪府ESCO提案審査会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理指針」の各面から、総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者1者及び順位を付して優秀提案者数者を選定する。

**審査は「補助金無し」、「補助金有り」両方の場合について、審査の対象として取り扱い、「補助金無し」と「補助金有り」の比率については、５０対５０とする（但し、下記(1)の評価項目⑤、⑬、⑮～⑲については、補助金の有無で区別せず共通で評価する。）　なお、「補助金無し」のみの提案の場合は、「補助金無し」と「補助金有り」の比率については、１００対０とする。**

審査要領は以下のとおり。

(1)　ESCO事業者からの提案書類をもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、提案内容の実行能力を「表.　ESCO提案審査評価項目」に従い審査する。評価項目は以下のとおり。

1. 対象建物全体の省エネルギー効果が充分にあること。
2. 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。
3. ESCO契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと。
4. 15年間の利益総額が大きいこと。(\*1)
5. 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。
6. 既設機器の更新に係る積極性があること（ＬＥＤ照明を除く）。
7. 技術・提案に具体性・妥当性があること（ＬＥＤ照明を除く）。
8. ＬＥＤ照明への改修台数が多いこと。
9. ＬＥＤ照明について、器具更新に積極性があること。
10. 施設の省エネルギーに寄与する太陽光パネルの設置に係る配慮があること。
11. ＮＯｘ，ＳＯｘ，ばいじん、騒音等（含　光害）についての環境性が配慮されていること。
12. 提案に先端性のある技術や独自性、特殊なノウハウが含まれること。また、要求仕様を上回る意欲的な提案内容であること。
13. 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。
14. ＥＳＣＯ事業を通じて災害対応についての提案があること。
15. 本府へのＥＳＣＯサービスの提供に信頼性があること。
16. 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を府に引き渡しできること。
17. ESCO契約期間終了後の対応について提案があること。
18. 本ESCO事業の普及啓発に係る配慮があること。(\*2)
19. 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

\*1：各ESCO事業者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO設備導入後15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間の光熱水費削減額－契約期間中のESCOサービス料の総額」であり、本府から提供する直近３ヵ年のエネルギー使用量及び上下水道使用量の単純平均値（青少年海洋センターは令和４年度の実績値）に別表に示す単価を用いて算定した金額及びエネルギー使用量を各社統一の改修計画の基礎となるベースラインとして設定する。ただし、妥当な計算方法を明示した上で、独自に算出したベースラインによる計算を併記することができるものとする。

\*2:本ESCO事業の普及啓発パネル等の作成・掲示、省エネに係る表彰制度への申請、ESCO提案に係る本府ホームページ掲載資料の提供等、その他具体的取り組み事例を言う。

(2) 上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案をしたESCO事業者を最優秀提案者とし、選定ESCO事業者とする。その他、上位数社を優秀ESCO事業者として順位を付して選出する。

(3)　事前に、あるいは審査の過程において、ヒアリングを行う場合がある。

2.　失格の規定

　次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1)　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3)　審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(4)　募集要項に違反すると認められる場合。

(5) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

(6) 提案による工事施工・運転管理が本府施設の運営・業務に支障がある場合。

(7) 緊急時対応策が明確でない場合。

(8) 工事費用の算出が妥当でない場合。

(9) 提案者の経営状況や資金調達計画が不良(\*)の場合。

(10) ESCO契約期間においてESCO事業者の利益総額が赤字となりESCO事業が成立しない提案の場合。

(11) 次の重要な項目に該当した場合。

・特記ESCO提案募集要項で定める照明のLED化に関する提案が無い場合。

(\*) 経営状況が3期連続赤字（但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に

3期連続赤字）である場合、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等を言う。

**表.　ESCO提案審査評価項目**

【失格条件】 ESCO提案審査要領　「２．失格の規定」の各項目に該当した場合は、失格とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評　価　項　目 | 採　点　基　準 | 係数 | 備　考 |
| ① | 環　境 | 対象施設全体の省エネルギー効果が充分にあること。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出　当該数値がマイナスの場合、0点とする | 6 |  |
| ② | 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出　当該数値がマイナスの場合、0点とする | 6 |  |
| ③ | 財　政 | ESCO契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | 6 |  |
| ④ | 15年間の利益総額が大きいこと。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | 6 |  |
| ⑤ | その他 | 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。 | 5：信頼性が高い 4：信頼性がやや高い 3：中程度である　2：やや信頼性が低い　　 1：信頼性が低い | 3 | 提案者の経営状況や資金調達計画が不良(\*2)の場合は失格。補助金有無区別なし |
| ⑥ | 既設機器の更新に係る積極性があること（ＬＥＤ照明を除く）。 | 5：大いにある 　4：やや大である 　3：中程度である　2：やや少ない　 1：少ない　　　　　 0：提案なし | 5 |  |
| ⑦ | 技術・提案に具体性・妥当性があること（ＬＥＤ照明を除く）。 | 5：大いにある　 　4：やや大である 　3：中程度である2：やや足りない　 1：足りない　 　　　0：提案なし | 4 |  |
| ⑧ | ＬＥＤ照明への改修台数(\*3)が多いこと。 | 最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 | 5 | LED化必須対象の提案が無い場合は失格。 |
| ⑨ | ＬＥＤ照明について、器具更新に積極性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや足りない　1：足りない | 3 |  |
| ⑩ | 施設の省エネルギーに寄与する太陽光パネルの設置に係る配慮があること。  | 別表１参照 | 2 |  |
| ⑪ | ＮＯｘ，ＳＯｘ，ばいじん、騒音等（含　光害）についての環境性が配慮されていること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや少ない　 1：少ない | 2 |  |
| ⑫ | 提案に先端性のある技術や独自性、特殊なノウハウが含まれること。また、要求仕様を上回る意欲的な提案があること。 | 5：大いにある 　4：やや大である 　3：中程度である2：やや少ない　 1：少ない　 　　　　0：提案なし | 2 |  |
| ⑬ | 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である2：やや足りない　 1：足りない | 2 | 補助金有無区別なし |
| ⑭ | ＥＳＣＯ事業を通じて災害対応についての提案があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である　　2：やや少ない　 1：少ない　0：提案なし | 2 |  |
| ⑮ | 本府へのＥＳＣＯサービス提供に信頼性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である　　2：やや少ない　 1：少ない | 2 | 補助金有無区別なし |
| ⑯ | 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を府に引き渡しできる信頼性があること。 | 5：大いにある　 4：やや大である 　3：中程度である　　2：やや少ない　 1：少ない　 | 1 | 補助金有無区別なし |
| ⑰ | ESCO契約期間終了後の対応について提案があること。 | 5：大いにある 　4：やや大である 　3：中程度である　 2：やや少ない　 1：少ない　0：提案なし | 1 | 補助金有無区別なし |
| ⑱ | 本ESCO事業の普及啓発に係る配慮があること。 | 5：大いにある 　4：やや大である 　3：中程度である2：やや少ない　 1：少ない　 0：提案なし | 1 | 補助金有無区別なし |
| ⑲ | 提案が全体としてバランスが良く優れていること。 | 5：非常に良い 　4：良い　 3：中程度である2：やや悪い　 1：悪い | 4 | 補助金有無区別なし |
| 評定点合計　（　315点満点　） |  |

(\*1)　評価点は、評価項目ごとに少数点第３位を四捨五入した点数に係数を乗じて算出する。

(\*2)　経営状況が3期連続赤字（但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に3期連続赤字）である場合、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等を言う。

(\*3)　20形蛍光灯やダウンライト、誘導灯改修も台数として数える。

**別表１ 評価項目⑩の採点基準について**

【採点方法】 下記採点基準に該当する場合点数を加算し、合計点数に係数を乗じた点数を評定点として計上する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採 点 基 準 | 配点 | 備考 |
| 太陽光パネル設置に係る提案の有無 | 太陽光パネルの設置提案がある場合 | 2 |  |
| 太陽光パネルの設置提案がない場合 | 0 |  |
| 発電容量 | 最高値を「2」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×2で算出 | 2 |  |
| 基礎設置工法 | 大阪府が認定した太陽光パネル基礎設置工法である又は置き基礎等で、他の自治体で設置実績がある工法である場合 | 1 |  |
| 上記に該当しない場合 | 0 |  |
| 合 計 点 数 ( 5点満点 ) | 5 |  |